

お引越しをされる場合は 住民異動届の手続きを!

住民異動届出時には、窓口に来られた方の本人確認を行っています。運転免許証など官公署が発行した身分証明書をご持参ください。なお、代理人の方は委任状が必要です。

転入届

住所を変更した日から14日以内に手続きしてください。

【必要なもの】印鑑（認印）・本人確認書類・転出証明書（転出市区町村で交付されたもの）

転出届

転出の予定日までに手続きしてください。

【必要なもの】印鑑（認印）・本人確認書類・国民健康保険証（加入者のみ）

3月下旬から4月中旬は、 窓口の混雑が予想されます

3月下旬から4月中旬にかけては、住民異動の届出などにより、窓口の混雑が予想されます。住民票の写しなど各種証明書の発行については、郵便局（立江・赤石・坂野・和田島）においても取扱いできますので、ご利用ください。

【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.

tokushima.jp

平成27年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の 届出をされる方へのお願い

厚生労働省大臣官房統計情報部
人口動態・保健社会統計課

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされた方には、それぞれの届出を市区町村の窓口へ提出していただいておりますが、5年に一度、国勢調査の行われる年度には、これら各届出に職業の記入も（死亡届には産業の記入も）お願いしています。

これらの届出をもとに、厚生労働省は出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況を調べており、毎年実施している「人口動態調査」に活用されています。その調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料となります。

本年は、国勢調査の年であることから、届出をされる方々には、ご面倒をおかけいたしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、人口動態調査で使用する情報は、統計法により厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

【調査期間】

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間

【調査対象】

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の各届出

【調査方法】

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。

<記入例>

- ・医師・教員など…「専門・技術職」
 - ・一般事務員など…「事務職」
 - ・販売店員・営業職従業者など…「販売職」
 - ・美容師・ホームヘルパーなど…「サービス職」
- ※死亡届には、このほか「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口へ『出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）』を備え付けていますので、ご参考の上、ご記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。



【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.
tokushima.jp